

次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

全社員がワークライフバランスを充実させることができる職場環境を目指すため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1 1月あたりの時間外労働が最大30時間を下回るようにする。

〈取組内容〉

令和 2年 4月～ ・前年度の時間外申請状況を、月別、職員別、事務所別に取りまとめ、改めて所属長に通知することで、各所属ごとの時間外勤務の全体像を認識させ、時間外勤務縮減の注意喚起を促す。

・所属長は、各職員の時間外勤務が生ずる要因を、量的・質的な面から多角的に分析し、定期的に職員ヒアリングを行い、目標値を達成できるようにする。

令和 3年 4月～ ・業務について、属人的な業務と組織全体として取り組む業務を判別、業務内容の見直しや効率的な業務体制の構築を図る。

令和 4年 4月～ ・前年度までの取組状況を踏まえ組織体制について検討する。

目標2 育児・介護休業制度について社員への周知と情報提供を行う。

〈取組内容〉

令和 2年 4月～ ・育児・介護休業制度について管理職・総務担当社員を対象とした社内研修を実施する。

令和 3年 4月～ ・他社の事例や取組について情報収集を行い、公社の規程に反映可能なものがあるか検討する。

令和 4年 4月～ ・制度の概要と公社規程をまとめた資料を社員に配布するとともに、掲示板へ掲示する。

※参考

目標1 別紙資料のとおり。

30時間の根拠…3.6協定年間時間外勤務時間の上限360時間を12か月で
案分。

令和元年度（4月～2月）該当社員7名 全社員に占める割合4%

目標2 平成29～32年の行動計画中に未実施項目があったため。